

子ども・子育て支援新制度の施行に向けて市町村が策定する基準等について

基準等	内容
支給認定に関する基準及び申請手続き （支給認定基準）	<p>○子ども・子育て支援法</p> <p>教育・保育施設等の利用者が、子ども・子育て支援新制度において創設される「子どものための教育・保育給付（施設型給付・地域型保育給付）」を受けるにあたり、市町村から認定をうけるための基準</p> <p>■1号認定 3～5歳児 ■2号認定 3～5歳児（保育を必要とする） ■3号認定 0～2歳児（保育を必要とする）</p>
家庭的保育事業等の設備及び運営についての基準 （地域型保育事業の認可基準）	<p>○児童福祉法</p> <p>国及び地方公共団体以外の者が、地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を行うにあたり、市町村から認可を受けるための基準</p> <p>※利用は原則3歳未満児（＝3号認定）</p> <p>■小規模保育事業（定員6～19人） ■家庭的保育事業（定員5人以下） ■居宅訪問型保育事業（原則1：1） ■事業所内保育事業（従業員以外の地域枠）</p>
特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の運営に関する基準 （確認基準）	<p>○子ども・子育て支援法</p> <p>教育・保育施設（認定こども園、認可幼稚園、認可保育所）及び地域型保育事業者（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）が、「子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）」の対象施設であることを、市町村から確認を受けるための基準</p>
放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準 （児童クラブの運営基準）	<p>○児童福祉法</p> <p>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を行うにあたり、遵守しなければならない設備及び運営上の基準</p>
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額 （利用者負担額）	<p>○子ども・子育て支援法</p> <p>特定教育・保育施設等の利用にあたり、利用者が負担すべき額</p>